

Title	消費生活の保護に関する条例について
Sub Title	
Author	大島, 裕市(Oshima, Yuichi)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	1993-01
Jtitle	研究会優秀論文
JaLC DOI	
Abstract	本書は、消費者保護のための条例である、「消費生活の保護に関する条例」(宮城県)を見ながら、現行の問題点を指摘するとともに修正案との比較を行っている。条例制定の発端となった過去の事件を踏まえ、消費者が保護されなければならない場合を法的に示したこの条例に対して、企業と消費者の消費活動への国の関わり方も含めて考察を行ったものである。
Notes	
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0302-0000-0493

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

消費生活の保護に関する条例について

環境情報学部3年 79050985 大島 裕市

1993年1月21日

消費生活の保護に関する条例について

環境情報学部3年 79050985 大島 裕市

1993年1月21日

1 はじめに

経済活動において、消費者が自由に選択して商品を購入している。しかし、それが安全でよい商品であるとは限らない。その点で、消費者が合理性、賢明性を持っているか、企業側が不当な企業活動を行っているかという問題が出てくる。つまり、賢明でない消費者に焦点をあてて、企業が不当な利益をあげようとする場合がありえる。そこで消費者保護の概念が生まれてくる。

2 条例制定の背景

マクロ的に背景を考えると、昭和30年代には森永ドライミルク事件(S30)、にせ牛肉缶詰事件(S35)など消費者被害が社会問題として顕在化されるようになった。昭和40年代は、高度経済成長が持続した時代である一方、消費者物価の上昇、生活環境整備の立ち遅れが目だちはじめ、このような時代を反映して消費者被害も商品の安全性にかかるものを中心にさらに多発した。例えば、ユリア樹脂製品のホルマリン溶出問題(S41)、カネミ油症事件、ライスオイル事件(S43)、欠陥自動車問題(S44)、果実飲料表示問題(S46)、PCB問題(S47)、魚の水銀汚染問題(S48)などがある。このような問題が増加した背景として、技術革新により商品の内容が複雑、高度化したにもかかわらず品質管理の努力が不十分であったことや、欠陥商品が発生すると大量生産、販売ルートによって被害が広範囲に及ぶこと、流通機構の巨大化で事業者の責任体制が不明確になったことなどがある。さらに、消費者の購入する商品がどのような原材料を用いて、どのような工程を経て作られたものか、どのような性質を持っているのかという情報を持たず、企業側の一方的な提供による情報のみしか利用できないという情報格差があったことなどもある。一方、全国的には消費者運動が活発になり、カラーテレビを買わない運動(S45)や、再販商品反対運動(S46)など告発運動が行われた。さらに、消費者啓発や、苦情処理などの消費者支援のために、国民生活センター(S45)や、地方消費生活センターが設立された。後者は昭和40年に兵庫県に設立されて以来、昭和48年に各県1カ所の設立が実現された。宮城県と国の動きは以下に示す。

昭和40年代 国の施策に呼応して、消費者行政の窓口を開設

昭和43年 消費者保護基本法の制定

昭和44年 地方自治法の改正

昭和47年 県の総合長期計画の策定、消費者行政担当部局の整備

昭和49年 消費流通課の誕生

昭和51年 本条例の制定

この流れからもわかるように、宮城県では行政側が主導となって本条例が制定されている。

3 条例の内容

第1章（総則）では、目的として県民の消費生活の安定と向上を掲げ、県、市町村の相互協力と責務、事業者の責務と協力、消費者の学習と合理的行動の要求を定めている。

第2章（消費者の保護）では、以下のことが定められている。事業者が安全でないと思われる商品を供給していると認める時は、調査、資料収集を行う。県民の身体等に危害がある場合は消費生活審議会の意見を聞いて供給停止などを勧告、正当な理由なく従わない時はその旨を公表、商品拡大防止のため緊急性がある場合は、商品の名称等を周知させる。規格、表示はその適正化、アフターサービスなどの明示、誇大広告、過大包装などを行わないように求め、事業者に自主規制を求めている。

第3章（消費者苦情の処理、訴訟援助）では、以下のことが定められている。消費者の苦情は知事が斡旋、著しく解決困難なものは、消費生活審議会にはかり、調停する。訴訟の援助は同一被害が多数生じる場合、被害額が50万円以下のとき、調停で解決しなかった場合に限り、費用の貸付、返還の免除等がある。

第4章（生活必需品に関する施策）では、以下のことが定められている。消費生活との関連性が高い商品について知事が需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集、提供を行い、事業者に供給等の協力要請を行う。供給が著しく不足もしくは価格が著しく上昇する商品を知事が特別生活必需品として指定、流通を妨げ、あるいは適正利得を著しく越える価格のときに消費生活審議会の意見を聞いて是正勧告、公表を行う。また、生鮮食料品の流通対策制度も生産県としての特性として定められた。

この他に、第5章（消費生活審議会）でその組織を定め、第6章（雑則）で国及び他の地方公共団体との協力などを定めている。

4 問題点

条例の問題点を考える前に、触れておかなければならないことがある。それは、企業活動と消費活動の関係である。資本主義社会においては、事業者と消費者の取引は私人間の取引である。そこに行政が干渉する理由を考える必要がある。それは、企業が利潤追求に目が先走り、消費者の安全の権利を侵害する活動が相次ぎ、しかも、一方的な事業者からの供給がある。つまり、消費者が弱い立場にある。この立場を強いものとするために、消費者の権利を認識する必要があるが、この条例には消費者の権利が定められていない点が問題の第一として挙げられる。その点から考えると行政主導という色が濃いことがわかる。消費者の権利としては、安全な商品の提供を受ける権利、商品の正しい情報を受ける権利などがあるが、権利を設定する場合は明確性が必要となろう。

第二に、この条例に、規格、表示の適正化の指示はあるが、具体的な基準が欠けている点がある。ただし知事が基準を定めることができるが、宮城県では、事業団体が自主基準の設定を行っている。しかし、実際にその基準が個々で守られているかどうかの把握が難しい。また、自主規制に関しては、いわゆる競争制限内容を申し合わせるといふ、ヤミカルテルの発生をもたらす可能性もある。このような場合、独占禁止法違反となろう。

第三に、安全性に欠ける商品の供給、基準に適合しない商品の販売などに対する制裁として、勧告、公表が行われるが、これだけで実効性があるだろうかという問題である。公表は、いわゆる社会的制裁となり、事業者の信用が失墜され、消費者の不買で打撃を与えるというものであるが、消費者意識が低い場合は効力が十分であるとはいえない。

第四に、目的において消費者の果たすべき役割を明らかにするとあるが、明らかになっているとはいえない点である。それは、第5条に消費者の合理的、自主的行動の規定があるが、これに、契約の際に自覚、責任を求める旨を規定したり、消費者教育への参加、情報の摂取など具体性を持たせたりしたほ

うがよいと思う。

第五に、訪問販売や通信販売などは宮城県以外の事業者も少なくなく、全国規模のものが多く、その実態の把握、制裁が難しい点がある。これに関連して、現在では、訪問販売や通信販売に限らず、一般商品は全国規模で広がっている。条例においてある商品に関する規制を行う時に、全国規模の事業者はその地域のみ違う仕様で生産するといった場合、手間が生じてしまう。しかし、安全性を求めるや消費者の役立つことであれば、むしろそうすべきであるかもしれない。また、全国的な規制の連携も求められていよう。

第六に、苦情の処理に関して、投資や投機で損をすることはあるが、もうかると思って勧誘にのったものまで消費者被害といえるのであるか、さらにそのようなものまで消費生活センター相談員や知事が対処すべきであろうかという問題がある。

第七に、都道府県間、市町村間などでの整合性の問題がある。その相互で規制内容が異なっていると、事業者の活動を阻害することになる。また、本条例は統制条例でないので、市町村条例と本条例との優劣関係はないといえる。一般に、市町村条例の規制基準が都道府県のそれより緩やかである場合は、実質的に無効となるが、市町村の方が厳しい場合には、都道府県条例を広域的最低基準とみて市町村条例の規制上乘せを適法として考える見方が有力である。

第八に、特に県の条例制定によって、基礎自治体である市町村が広域自治体である県に消費者行政を依存してしまうという問題もある。市町村側の積極的な施策が求められていよう。

5 修正案

第一に、本条例第5条で、消費者の役割を示しているが、消費者教育は重要なものと思われるので、さらに具体的にそのような場を設定することなどを義務づけた方がよいように思う。その際に気をつけることは以下のことである。消費者教育に関しては、現在においては、社会教育、学校教育、消費者リーダーの養成教育などの形で行われている。形式として、出版によるものと、講習によるもの、展示や商品テストによるものがある。しかし、出版に関して内容が平面的である点、実際に興味のある人しか利用しない、言い換えれば広範囲に消費者に利用されていないという問題があろう。学校教育に関しては、まず、宮城県においては、仙台市経済局商工部消費経済課が小学校5、6年生用に「わたしの消費生活」という副読本を昭和52年に編集発行された。ページ数は32ページである。また、中学生用には、「これからの食生活」が宮城県消費生活センターから昭和56年に編集発行されている。しかし、現場では消費者教育の確立がなっていない。それは、教師の問題意識が低いこと、消費者が弱い立場にあることは指摘されているが、消費者自立について触れられていないという報告が昭和61年の経済企画庁の委託調査で明らかになっている。

第二に、無店舗販売、セールス販売に対して、現在、その登録制度を発足させようとする動きがある。これによって、業者、セールスの把握はできるようにも見えるが、問題として、業者、セールスマンの数が多く、形態も多種多様であり、すべては把握できないことと、実効性にやや疑問がある点で見送られている。しかし、例えば登録証を持っていないと無店舗販売などができないようにすることで、その実効性が上がることも考えられる。

第三に、事業者責任についてもこの条例でさらに具体的に触れた方がよいであろう。このことを規定している消費者保護基本法第4条第1項と2項と、宮城県の本条例第4条第1項、2項はほぼ同じ表現であることに気づいた。このことから本条例が基本法に沿って規定されたことがわかる。しかし、本条例では事業者の責務の規定と規格、表示の適正化以上深くは触れていない。事業者責任は製造物責任、取引上の責任、サービス提供者の責任の3つが考えられる。製造物責任は、商品の欠陥から生じた被害の救済を商品の直接の販売者でない製造業者の責任を問うものである。しかし、さまざまな製造物が全

国に散っているもので、これは全国的な統一を要するものであり、条例で定めることに難点がある。第二の取引上の責任に関しては条例で定めることが可能である。これは、例えば、契約の明確化を目的に書面主義の徹底を示すことなどが考えられる。サービス提供者の責任についてであるが、サービス業は医療、金融、レジャー、情報サービスなどある。本条例は昭和51年に制定されたが、その後の消費者問題の対象が、物の品質、安全性からサービス自体へ広がっている。とりわけ問題の多いサービスの価格、質、安全性に関しての調査、改善の勧告の規定なども必要であろう。

第四に、事前（防止）的措置として、第8条、第20条の違反を勧告、公表だけでなく罰則（罰金）も規定適用できないであろうか。罰金を課す場合は、地方自治法第14条5項の、「10万円以下の罰金」となろう。ちなみに、地方自治法第14条5項の合憲性は、委任要件充足説、条例準法律説、憲法94条授權説があり、判例では委任要件充足説が、学会では条例準法律説が根拠（通説）となっている。ただ、注意することは、上乘せ条例の問題が絡むことである。それは、法令と同一の目的で法令の規制よりも厳しく規制する場合である。しかし、上乘せ条例を必要とする客観的根拠があれば適法といえるであろう。

第五に、問題点の第八の点に対応して、本条例で市町村の果たす役割について明示すべきである。消費者保護基本法15条には、市町村は事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理の斡旋等に努めなければならないといった項目があるが、この項目を本条例においても取り入れて、より消費者保護問題を身近なものとするべきである。やはり、苦情の相談をしやすいのは身近な市町村だからである。ただし、この項目を挿入しても、市町村の拘束とはならず、宣言的規定となるが、市町村側に呼びかけるという意味を持つことにはなる。

第六に、表示規制に関して、JAS法、JIS法、家庭用品品質表示法、景表法、薬事法、食品衛生法などで定められていない商品、サービスにおいても条例で補う。上記の法律は適用分野が限られている。例えば、家庭用品品質表示法では、消費者にとって著しく困難で品質を特に必要な品目には表示すべき事項、およびその表示に関して遵守すべき事項の基準を示していて、その品目数は昭和63年時点で104品目ある。しかし、これらは、著しく困難といった条件がついたものであるから、それだけでなく、著しくでないにしろ困難なものもあるはずであり、そのような商品を列挙したり、宮城県内の事情にあわせて、被害の多いものを調査して、特に指定が必要な商品を列挙するなどしてもよいと思う。

第七に、第三の点でも触れたが、この条例は昭和51年に制定されたが、それ以降も、さまざまな消費者問題が表れた。とりわけ新しい消費者問題としての、マルチ商法、クレジットカード問題への対応が必要である。まず、前者に関しては、消費者の利益を害する販売方法は禁止することを明示する。後者に関しては、クレジットカードは簡単に買い物ができるといった利便性があり、しかも何枚も所持するという傾向があるため、それとともに個人破産をはじめ、いろいろなトラブルが起こっている。この問題に関して、与信限度額（クレジットライン）の低めの設定、多重債務の調査などが必要である。しかし、クレジットラインを条例で制定することは困難を伴う。

第八に、本条例の第21条第3項で、事業者が第1項の規定による立入調査又は質問を正当な理由なく拒んだときは、その旨を公表することができるという点の修正である。とりわけ、立入調査は、事実の把握、違反の実態、証拠を掴むことが目的であるから、その拒否制裁として公表だけでなく、やはり罰金規定も設けて、監視体制をより強化すべきであろう。

最後に、新しい問題としての個人情報に関する消費者問題にも対応しなくてはならない。事業者側の最近の傾向として、消費者の個人情報を重視する戦略をとることが挙げられる。そのため、個人情報を信用情報機関を利用して入手するのであるが、その際にプライバシーの侵害という問題が起きる。昭和56年と60年の総理府の世論調査で、プライバシーの侵害を感じる人は56年で16.3%であったが、60年では33.2%となり、増加傾向があることがわかる。行政部門における個人情報の保護は条例で制定されつつあるが、民間部門に対して条例で個人情報の保護を制定することは、地域外との情報

取引の際に混乱が生じるという問題はあるが、専門局を制定して信用情報機関などに対する調査を規定したり、消費者側の情報をもとにプライバシー侵害情報を収集し、悪質な場合は勧告、公表、罰金などを規定することが必要である。

修正案ではないが、国、都道府県、市町村を結ぶ消費者保護に関する情報ネットワークの構築が必要であろう。この目的としては、全国に流通網を持つ商品が多い中で、その商品の安全性の情報の提供や、事件が起こった場合の早急な対応のための情報、実態が握っていない訪問販売、通信販売、無店舗販売に関する全国的な情報などを相互に交換しあうことである。宮城県に限っていえば、TVやパソコンを使った情報の提供、宮城県内に限った情報ネットワークの構築で自治的な役割を持たせるということが考えられる。

参考文献

岩崎忠夫「実務地方自治法講座2 条例と規則」ぎょうせい（1991年）

消費者問題研究会「知っておきたい消費者行政」大蔵省印刷局（1988年）

藤田稔「消費生活の保護に関する条例」新条例百選（1992年）

消費者保護

消費生活の保護に関する条例（宮城県）

修正案対照表

〔昭和五十一年三月二七日／宮城県条例第一四号〕

（現行）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県、市町村及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、法令に特別の定めがあるもののほか、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（県及び市町村の責務）

第二条 県は、経済社会の発展に即応して、消費生活の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市町村は、地域の社会的、経済的状況に応じた消費生活の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（挿入）

3 県及び市町村は、消費生活の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては消費者の意向を反映させるものとする。

（修正案）

（現行）

（県と市町村の協力）

第三条 県及び市町村は、消費生活の保護に関する施策の策定及び実施について、相互に協力するものとする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その供給する商品及びサービス（以下「商品等」という。）について、常に危害の防止、品質の向上、適正な表示の実施等必要な措置を講じ、かつ、供給及び価格の安定に努めるとともに、県及び市町村が実施する消費生活の保護に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、商品等に関する消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

（消費者の役割）

第五条 消費者は、消費生活の安定及び向上を図るため、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

（挿入）

（挿入）

3 市町村は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあっせんを行うよう努めるものとする。

4 （同上）

（修正案）

（消費者等の役割）

第五条 （同上）

2 県及び市町村は、消費者教育の場を積極的に設定するものとし、また、消費者は、消費者教育の場に参加し、消費生活に関する現状と問題点、契約における注意事項、苦情処理の方法等を把握するよう努めるものとする。

（消費者の権利）

第五条の二 消費者は、安全な商品等の提供を受け、商品等に関して十分な正しい情報を得る権利を有する。

第二章 消費者の保護

(現行)

(危害の防止)

第六条 知事は、事業者が安全性に疑いがある商品等を供給していると認めるときは、その製造、販売、使用等に関し、調査、資料の収集、試験、検査等を行うものとする。

2 知事は、事業者が県民の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を供給していると認めるときは、宮城県消費生活審議会の見解を聴き、事業者に対し、直ちに当該商品等の供給の停止、回収、改善等危害又はその拡大の防止に必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。

4 知事は、前二項に規定する措置のほか、商品等について被害の拡大を防止するため緊急に必要があると認めるときは、直ちに、県民に当該商品等の名称その他必要な事項を周知させるものとする。

(規格、表示等の適正化)

第七条 事業者は、商品等について、危害の防止、取引の公正等に資するため、次の各号に掲げる事項の遵守に努めるものとする。

一 消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量をすること。

(修正案)

(現行)

二 品質の向上及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格に基づき供給すること。

三 消費者が選択又は使用を誤ることのないよう品質、機能、価格、量目、製造年月日等を適正に表示すること。

四 虚偽、誇大その他消費者を誤認させる広告又は宣伝をしないこと。

五 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することがないよう過大な包装をしないこと。

六 消費者の選択を誤らせるような取引方法を用いないこと。

七 消費者への供給後における保証、修理等アフターサービスの内容を明示するとともに、その徹底を図ること。

2 事業者が組織する団体(以下「事業者団体」という。)は、前項に規定する規格、表示等の適正化に関し必要な基準を自主的に定めるよう努めるとともに、事業者がこれを積極的に遵守するよう指導するものとする。

(県の指導及び基準の設定)

第八条 知事は、事業者又は事業者団体に対し、商品等の規格、表示等の適正化について必要な指導に努めるものとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、宮城県消費生活審議会の意見を聴き、商品等の規格、表示等の基準(以下「基準」という。)を定めることができる。

(修正案)

(現行)

3 知事は、基準を定めた場合は、その内容その他必要な事項を告示するものとする。

4 前二項の規定は、基準を変更し、又は廃止する場合に適用する。

5 知事は、事業者が基準に適合しない商品等を供給しているときは、当該事業者に対し、基準に適合した商品等を供給するよう勧告するものとする。

6 知事は、前項の規定により勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(情報の提供及び啓発)

第九條 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報を消費者に提供するとともに、消費生活に関する知識の普及及び啓発に関する事業を実施するものとする。

(試験、検査等の実施等)

第一〇條 知事は、消費生活の保護に関する施策の実効を確保するため、商品等の試験、検査等の実施に努めるとともに、必要に応じ、その結果を展示その他の方法により公開するものとする。

(組織活動の促進)

第一一條 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため、消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(挿入)

(修正案)

(現行)

(挿入)

(挿入)

第三章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(苦情の処理)

第一二條 知事は、消費者から商品等に関する苦情(以下「消費者苦情」という。)の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情が適切かつ迅速に処理されるようあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(調停)

第一三條 知事は、前条の規定により申出のあつた消費者苦情のうち解決が著しく困難であると認められるものについては、宮城県消費生活審議会に諮り、調停するものとする。

2 宮城県消費生活審議会は、調停案の作成のため必要があると認めるときは、当事者及び関係者に対し、必要を資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

3 知事は、当事者に対し、調停案の受諾を勧告することができる。

(修正案)

(書面による契約)

第十一條の三 事業者は、消費者と契約を締結するときは、契約内容を明記した書面により、契約を結ぶよう努めるものとする。

(製造業者の責任)

第十一條の四 消費者は、商品の欠陥により、その生命、身体、財産等に損害を生じたときは、その商品を製造した者に対しても、損害の補填を求めることができる。

(現行)

(関係団体等に対する要請)

第一四條 知事は、消費者苦情の原因が関係事業者の全体に共通するものであると認めるときは、関係の事業者団体又は行政機関に対し、当該消費者苦情の解決に必要な措置を要請するものとする。

(訴訟費用の援助)

第一五條 知事は、商品等によって被害を受けた消費者が、事業者に対する訴訟(民事訴訟法(明治二十三年法律第十九号)第三百五十六条に規定する和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。以下同じ。)を行おうとする場合において、当該訴訟が次の各号に該当するときは、宮城県消費生活審議会の意見を聴き、当該消費者に対し、訴訟の費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

- 一 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品等に係るものであること。
 - 二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。
 - 三 第十三条の規定による調停によって解決されなかった消費者苦情に係るものであること。
- 2 前項の規定により貸し付ける資金は、無利とする。

(修正案)

(現行)

(買付金の返還等)

第一六條 前条第一項の規定により資金の買付けを受けた者は、訴訟が終了したときは、買付けを受けた資金を返還しななければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、資金の買付けを受けた者が訴訟の結果当該買付けを受けた資金に相当する額の金銭等を得ることができなかったときその他規則で定める事由があるときは、貸し付けた資金の全部又は一部の返還を免除し、又は猶予することができる。

第四條 生活必需商品に関する施策(情報の収集、調査等)

第一七條 知事は、消費生活との関連性が高い商品(以下「生活必需商品」という。)の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集及び調査を行うとともに、必要を情報を提供するものとする。

(供給等の協力要請)

第一八條 知事は、生活必需商品の円滑な供給又は価格の安定を図るため必要があらうと認めるときは、関係の事業者又は事業者団体に対し、当該生活必需商品の供給の確保、供給のあっせんその他必要を協力を要請するものとする。

(修正案)

(現行)

(特定生活必需商品の指定等)

第十九条 知事は、生活必需商品の供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、当該生活必需商品の供給又は価格の安定を図る必要があると認めるときは、当該生活必需商品を特別の調査を要する特定生活必需商品として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

(勧告等)

第二〇条 知事は、事業者が前条第一項の規定により指定された特定生活必需商品の円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売していると認めるときは、宮城県消費生活審議会の意見を聴き、当該事業者に対し、その事業活動の是正を勧告するものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(修正案)

(現行)

(立入調査等)

第二一条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、その業務に関し、事業者に対し報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 知事は、事業者が第一項の規定による立入調査又は質問を正当な理由がなく拒んだときは、その旨を公表することができる。

(生鮮食料品の流通対策)

第二二条 知事は、県民が消費する生鮮食料品の供給及び価格の安定に関し、生産地たる本県の特性が生かされる効果的な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、事業者団体及び消費者団体が、生鮮食料品の供給及び価格の安定に寄与する効果的な事業を行おうとするときは、必要な援助に努めるものとする。

(挿入)

(修正案)

第二十一条 削除

(第三十条の二に移動)

(削除)

第四章の二 無店舗販売等の登録

(無店舗販売事業等の調査)

第二十二條の二 知事は、無店舗販売、訪問販売又は通信販売による事業に関する情報の収集及び調査を行うとともに、必要な情報を県民に提供するものとする。

(現行)

(修正案)

(無店舗販売事業等の登録)

- 第二十二條の三 事業者は、県内で、無店舗販売、訪問販売又は通信販売を行おうとするときは、あらかじめ、知事に、その旨を申請し、登録を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、登録証を発行するものとする。
- 3 事業者は、県内で無店舗販売、訪問販売又は通信販売を行うときには、常に、登録証を携帯しなければならない。

(挿入)

第四章の三 消費者信用

情報機関

(消費者情報の保護)

- 第二十二條の四 消費者信用情報機関は、消費者情報を適切に管理しなければならない。
- 2 消費者信用情報機関が消費者情報をみだりに他人に知らせ又は不当に使用していると認められる場合は、知事は、その旨を公表することができる。

(挿入)

(現行)

(修正案)

第五章 消費生活審議会

(設置)

第二三條 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上に関する施策の基本となる事項その他重要事項及び消費者苦情の調停案を調査審議させるため、宮城県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二四條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第二五條 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(現行)

(会長及び副会長)

第二六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、全務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することとする。

(部会)

第二八条 審議会に、消費者苦情の調停及び訴訟援助に関する事項を処理させるため、消費者苦情処理部会を置く。

2 消費者苦情処理部会は、半世紀験のある者、消費者を代表する者及び事業者を代表する者の委員のうちから会長が指名する八人をもつて組織する。

3 審議会に、消費者苦情処理部会のほか、その定めるところにより、会長が指名する委員をもつて組織する部会を置くことができる。

4 審議会に、その定めるところにより、部会の議決を以つて審議会の議決とするものとすることができる。

5 前二条の規定は、部会について準用する。

(会長への委任)

第二九条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(修正案)

(現行)

第六章 雑則

(国の行政機関等との協力)

第三〇条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るための施策の実施について、国の行政機関若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であるとき又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。

(挿入)

(修正案)

(立入調査等)

第三十条の二 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その業務に関し、事業者若しくは消費者信用情報機関に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者若しくは消費者信用情報機関の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

第三一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(現行)

(修正案)

第七章 罰則

(挿入)

第三十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第五項の規定による勧告を受けた事業者が、同条第六項の規定による公表がなされた後も、なお勧告に従わないとき。

二 第二十条第一項の規定による勧告を受けた事業者が、同条第二項の規定による公表がなされた後も、なお勧告に従わないとき。

三 第二十一条の二第三項の規定に違反して、登録証を携帯しないで無店舗販売、訪問販売又は通信販売を行ったとき。

(挿入)

第三十三条 第二十一条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

(現行)

(修正案)

(挿入)

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)

1. この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(以下略)

(以下略)

(現行)

(会長及び副会長)

第二六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全議)

第二七条 審議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第二八条 審議会に、消費者苦情の調停及び訴訟援助に関する事項を処理させるため、消費者苦情処理部会を置く。

2 消費者苦情処理部会は、半路経験のあつた者、消費者を代表する者及び事業者を代表する者の委員のうちから会長が指名する八人をもつて組織する。

3 審議会は、消費者苦情処理部会のほか、その定めるところにより、会長が指名する委員をもつて組織する部会を置くことができる。

4 審議会はこの定めるところにより、部会の議決を以つて審議会の議決とするものがある。

5 前二条の規定は、部会について準用する。

(会長への委任)

第二九条 一の章に定めるところのほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

慶應義塾大学 湘南藤沢学会

Keio University Shonan Fujisawa Gakkai